

役員、評議員の費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第10条及び第25条並びに第7条第7項の規定に基づき定める評議員選任・解任委員会運営規程第6条第2項の規定により、社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償等につき必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 役員、評議員は無報酬とする。ただし、本会会長には、別表第1の報酬を支給する。

(報酬の計算期間及び支給日)

第3条 報酬の計算期間は毎月初日から月末までとし、毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日の場合はその前日に順次繰り上げて支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が理事会、監査又は評議員会に出席したとき及び本会の代表として出席する会議または業務については、費用弁償として別表第2の旅費相当額を支給する。ただし、琴浦町の職員が公務により出席する場合はこの限りでない。

2 評議員選任・解任委員会委員が委員会に出席したときは別表第2の旅費相当額を支給する。

3 役員等に支給する旅費については職員の旅費に関する規程により支給する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月13日から施行し平成29年4月1日から適用する。

ただし、第4条第1項の評議員選任・解任委員会についての規定は、平成29年2月24日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年6月18日から適用する。

附 則

第2条に規定する別表第1の報酬について、令和3年4月1日から令和2年度の決算に関する定時評議員会終了の時までは月額120,000円とする。

別表第1

報 酬

区 分	報 酬 額
月 額	150,000円

別表第2

費 用 弁 償

区 分	金 額
会議等出席1回につき	2,000円